

群馬大学昭和地区連絡委員会規程

平成16. 4. 1 制定

平成23. 4. 1 改正

平成26. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学昭和地区における医学系研究科，保健学研究科，医学部，生体調節研究所及び医学部附属病院（以下「学部等」という。）の教育・研究及び運営に関する連絡を緊密にするため，群馬大学昭和地区連絡委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組 織)

第2条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学部長，保健学研究科長，生体調節研究所長及び医学部附属病院長
- (2) 各学部等から推薦された教授 若干人

(任 期)

第3条 前条第2号の委員の任期は2年とし，再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員となった場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第4条 委員会に委員長を置き，委員の互選により定める。

2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

3 委員会に事故あるときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(事 務)

第5条 委員会の事務は，昭和地区事務部総務課において処理する。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか，委員会の議事及び運営に関する必要な事項は，委員会が定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は，各学部等の教授会等の議を経て，学部長が行う。

附 則

この規程は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成26年4月1日から施行する。